

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章 総則（序文）

（目的）

第1条 本ガイドラインは、当社におけるコーポレートガバナンスの基本方針を定めることを目的とする。

（改正）

第2条 本ガイドラインの改正は、取締役会の決議を経なければならない。

（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

第3条 当社は、以下に定めるビジョンおよびミッションに基づき、全てのステークホルダーとの共存共栄を図りながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指す。変化と競争の激しい半導体業界を永続的に勝ち抜き、すべてのステークホルダーの要望に応え続け、利益の拡大を伴う成長を継続していくため、技術の先進性を磨きつつ、緻密なマーケティング・営業活動により、優れた半導体製品と最適なソリューションを提供して、グローバル半導体企業の地位をより確固たるものとする 것을 目指す。そのために、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を可能とするコーポレートガバナンス体制を構築することが重要であると認識し、株主を含めたステークホルダーとの対話と協働、適正な情報開示、適切な権限委譲と実効性の高い監督機能の確保などを通じて、その継続的な充実に取り組む。

《ビジョン》

Renesas creates leading semiconductor solutions that spark innovation for a connected world, building a trusted brand we can be proud of.

\* 日本語訳

ルネサスは、先進的な半導体ソリューションを創造することによってコネクテッド・ワールドを押し進め、誇りをもって、信頼されるブランドを築いてゆきます。

《ミッション》

1. Drive progress toward a safer, healthier, greener, and smarter world.
2. Deliver creative semiconductor solutions and support that meet and exceed customer expectations.

3. Strengthen our offering to customers in focus segments through strategic partnerships, alliances and acquisitions.
4. Develop a global culture that encourages open communication, collaboration, and respect for diversity.
5. Seek continuous improvement in everything we do.

\* 日本語訳

1. より安全で健やかな暮らしを支える、環境に優しいスマート社会の実現に貢献します。
2. お客様の期待を超える、創造的な半導体ソリューションを提供します。
3. 戦略セグメントにおいて、戦略的パートナーシップ、アライアンス、M&Aにより、お客様に提供する付加価値を向上します。
4. 多様性を尊重し、オープン・コミュニケーションとコラボレーションを大切にする、グローバルな企業文化を醸成します。
5. 日々、絶え間のない改善を追求します。

【原則 2-1、3-1(i)(ii)】

## 第2章 ステークホルダーとの関係

### (株主の権利の確保)

第4条 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行う。特に少数株主権については、法令を遵守し、株主に対し平等な取扱いとなるよう対処する。

【原則 1、1-1、1-1③】

### (株主総会)

第5条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、以下をはじめとする株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

- (1) 法的に要請される情報に加え、プレスリリースや業績データ（決算説明会資料を含む）など、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を提供する。
- (2) 招集通知は、開催日の3週間以上前に発送するよう努める。
- (3) 招集通知発送前に当社ウェブサイトなどで招集通知に記載する情報を電子的に公表する。
- (4) 株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供などの観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- (5) 機関投資家や外国人株主が議決権行使を行いやすい環境を整備するため、議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、招集通知などの英訳を作成する。

- (6) 株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行う。
- (7) 信託銀行などの名義で株式を保有する機関投資家などが、株主総会において、自ら議決権の行使などを行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は、信託銀行などと協議しつつ、その対応策の検討を行う。

【原則 1-1①、1-2、1-2①～⑤】

(株主との対話)

第6条 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行うことを基本とし、これを促進するための体制整備・取組みに関する方針を別紙のとおりとする。

【原則 5、5-1、5-1①～②、5-2】

(資本政策)

第7条 当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行う。

- 2. 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を検討し、適切な手続を確保するとともに、株主に適切な情報の提供を行う。

【原則 1-3、1-6】

(関連当事者間取引)

第8条 当社は、取締役、監査役および執行役員の兼職状況と兼職先での代表権・業務執行権の有無について年に1回確認する。その上で、取締役会は、当該兼職先と当社との取引実績を踏まえ、法令および取締役会が定める「稟議決裁基本規則」に基づいて、当該役員やその兼職先、主要株主などとの取引（関連当事者間取引）の承認と定期的な報告を受け、監督する。

- 2. 当社は、関連当事者間取引を含め、全ての商談について採算性や取引条件の評価を行い、その重要性・問題の有無に応じて決裁権限を変更する採算性評価・決裁制度を設け、特に重要な商談については取締役会の審議を要するものとする。

【原則 1-7、4-3】

(サステナビリティ)

第9条 当社は、高度な技術力に培われた優れた半導体製品と、誠意あるサービスを提供することで、世界中の人々の夢のある未来をつくる企業として、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に対応し、社会の持続的発展に貢献する。

【原則 2-3、2-3①】

(行動規範)

第10条 当社は、企業の社会的責任（CSR）に係る方針として「ルネサスエレクトロニクスグループ CSR 憲章」を、また、その実現のために当社グループすべての役員・従業員などが日常の業務遂行において具体的に遵守すべき事項として「ルネサスエレクトロニクスグループ行動規範」を、それぞれ取締役会において定め、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。また、CEO を委員長とする内部統制推進委員会においてこの行動規範の遵守状況をモニターし、取締役会は、定期的にその結果の報告を受け、監督する。

【原則 2、2-2、2-2①、3-1(i)】

(ダイバーシティ)

第11条 当社は、国籍、性別、身体的なハンディキャップの有無を問わず、誰もがそれぞれの能力を活かせるようダイバーシティを常に意識し、グローバルな人材採用や女性管理職の登用を積極的に進めるなど、多彩な人材の活用を強化・促進する。

2. 前項に定める人材の活用にあたり、当社は、個々人の計画的な育成・配置策を検討・実行するとともに、その能力を最大限に発揮するため柔軟で多様な働き方を尊重し、その環境の整備を進める。

【原則 2-4】

(内部通報)

第12条 当社は、従業員などが不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、以下の対応を行う。

- (1) 相談・通報できる内部通報窓口「ルネサスエレクトロニクスグループホットライン」を設置する。
- (2) ホットラインの受付窓口を第三者機関にも設置する。
- (3) 相談・通報者の希望により匿名性を保証し、相談・通報者に対する不利益処分の禁止などについて規則に定める。
- (4) 取締役会は、コンプライアンス担当部門からホットラインの運用状況の報告を受け、監督する。

【原則 2-5、2-5①】

### 第3章 情報開示

(情報開示)

第13条 当社は、会社法、金融商品取引法などの関係諸法令や東京証券取引所の定める適時開示規則などに沿った情報開示を適時・適切に行うとともに、株主や投資家の投資判断に影響を与えると思われる重要情報を

積極的に、迅速かつ公平に開示する。また、当社は、言語による情報格差が生じないよう、必要な範囲において英語での情報の開示・提供に努める。

【原則 3、3-1②】

## 第4章 コーポレートガバナンス体制

### （取締役会の役割・責務・運営）

第14条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を果たす。

- (1) 企業戦略などの当社の大きな方向性の決定など経営上の重要な意思決定を機動的かつ迅速に行うこと
  - (2) 経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
  - (3) 独立した客観的な立場から、取締役・経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと
2. 取締役会は、事業執行責任の明確化および業務執行に関する意思決定の迅速化を図るために執行役員を選任し、執行役員の業務担当事項および「稟議決裁基本規則」を明確に定め、意思決定の適切な権限委譲を行う。
3. 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めて運用し、その有効性について監督する。
4. 取締役会は、審議の活性化を図るために、以下のとおり運営する。
- (1) 取締役会資料およびこれに関連して取締役の意思決定に必要な情報は、取締役会の会日に先立って、配布する。
  - (2) 年間の取締役会開催スケジュールおよび予定議題を決定し、取締役・監査役に周知する。
  - (3) 「稟議決裁基本規則」の定期的な見直しにより審議項目数を適切に設定する。
  - (4) 定時取締役会を月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会または書面により決議を行う。
  - (5) 議論が尽くされるよう十分な審議時間を設定する。

【原則 4、4-1、4-1①、4-2、4-3、4-3②、4-12、4-12①】

### （取締役会の構成）

第15条 取締役会は、少人数体制かつ経験や知識など多様なバックグラウンドを持ったメンバーで構成するものとし、「事業の継続的発展のため、グローバルかつ多様な経営視点や経験・専門知識を有する取締役・監査役を指名する」という方針のもと、これを充たす者を取締役・監査役候補者として指名し、その理由を開示する。

2. 取締役・監査役が当社以外の上場会社の役員を兼任する場合、当社の取締役・監査役としての役割・責務を実効的に果たすことが可能な範

限に限るものとし、その兼任状況について毎年開示する。

【原則 3-1(iv)(v)、4-11、4-11①、4-11②】

(取締役)

- 第 16 条 取締役は、善管注意義務および忠実義務を負うことを認識した上で、当社の企業価値向上のため職務に精励することをその役割とする。
2. 取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために、積極的に情報収集に努めるとともに、適宜内部監査部門からの報告を受け、また、必要に応じて外部の専門家の助言を得る。
  3. 社外取締役は、他の取締役の職務執行が妥当なものか否かを監督すること、および自己の経歴から培われた知識、経験、見識などを活かして外部の視点から経営上の意思決定に参加することをその役割とする。
- 【原則 4-5、4-6、4-13、4-13①～③】

(執行役員)

- 第 17 条 取締役会は、「事業の継続的発展のため、グローバルなリーダーシップや経験・専門知識を有する者を執行役員として選任する」という方針のもと、これを充たす者を執行役員として選任する。また、取締役兼務者である執行役員については、その選任理由を開示する。
2. 執行役員は、取締役会が定める執行役員の業務担当事項、「執行役員規則」および「稟議決裁基本規則」に基づき、機動的かつ効率的に職務を執行するとともに、取締役会で定めた経営計画および予算の進捗状況を定期的に確認する。
  3. 執行役員が以下の基準に該当した場合、取締役会は、その決議により、当該執行役員を解任することができる。
    - (1) 執行役員がその職務を適切に遂行していないと認められるとき
    - (2) 日本国その他その職務に関連する外国の法令に違反する行為を行い、または会社の名誉もしくは利益を害する行為を行う等執行役員としての適格性を欠くと認められるとき
    - (3) その他、執行役員に留まることについて相応しくないと会社が判断したとき
- 【原則 3-1(iv)(v)、4-1①】

(経営会議)

- 第 18 条 当社は、代表取締役の諮問機関として経営会議を設置し、取締役会が定める「稟議決裁基本規則」に基づき委任された重要事項の審議・方針の決定や、取締役会付議案件のうち経営上の重要事項の事前審議を行う。
- 【原則 4-1①】

(監査役・監査役会)

- 第 19 条 監査役および監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の経営判断における意思決定プロセスの妥当性および適正性、職

務執行に関する不正やその可能性ならびに法令・定款違反などに関する監視・検証をすることにより、当社が上場会社として、社会的信頼を向上させ、健全で持続可能な発展を遂げることを求め、日頃の監査活動を実行する。

2. 監査役は、取締役会をはじめとする重要な社内会議において、能動的・積極的に権限を行使し、取締役または経営陣に対して適切に意見を述べる。
3. 監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、当社の取締役や内部統制部門などからの事業報告および職務執行状況の聴取や、内部監査部門や会計監査人との連携により、積極的な情報収集に努めるとともに、必要に応じて外部の専門家の助言を得る。監査役会は、各監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかを確認する。
4. 監査役または監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保する。

【原則 4-4、4-4①、4-5、4-13、4-13①～③】

#### (会計監査人)

第20条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

2. 監査役会は、会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについて確認する。
3. 取締役会および監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、以下の対応を行う。
  - (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
  - (2) 会計監査人から CEO・CFO などの経営陣幹部へのアクセス（面談など）を確保する。
  - (3) 会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携を確保する。
  - (4) 会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の当社側の対応体制を確立する。

【原則 3-2、3-2①～②】

#### (取締役・監査役の支援体制)

第21条 当社は、取締役・監査役をサポートするスタッフを適切に配置し、必要な情報を的確に提供する。

2. 当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、経営、会計、法律、コンプライアンスおよび業界動向などに関する研修などの適切なトレーニングの機会を提供し、その費用を負担する。

【原則 4-13、4-13③、4-14、4-14①～②】

#### (取締役会評価)

第22条 当社は、毎年定期的に、各取締役の自己評価および各監査役の意見をもとに、取締役会全体の実効性（情報の円滑な提供が確保されているかを含む）について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。  
【原則 4-11、4-11③、4-13】

以 上

別紙：株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

\*本ガイドラインの各条項末尾に記載している番号は、当該各条項の対応する、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を示している。

【改正履歴】

版数	改正日	内容
1	2015年11月27日	制定
2	2017年3月30日	一部改正
3	2018年3月29日	一部改正
4	2019年3月28日	一部改正



## 別紙：株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

### （社内体制）

- 株主との対話を合理的に推進し、かつ、機動的な IR 活動を実践するために、IR 専任部門を設け、当該部門の担当役員が統括を行う。
- IR 専任部門は、経理、財務、経営企画などの関係部門と四半期毎にミーティングを実施するなど密に連携を取り、正確かつ有用な情報の提供に努める。

### （対話の方法）

当社は、株主、投資家、証券アナリストに対し、以下をはじめとして、事業内容、財務内容、経営戦略、その他の重要な経営情報を分かりやすく提供し、双方向のコミュニケーションを充実させる。

- 株主および投資家に対しては、株主通信の発行やIRウェブサイトを通じて、当社の最新の業績、事業内容および経営方針などを分かりやすく伝達する。また、IRウェブサイトへの問合せ窓口の掲載や専門の電話回線を設置することにより、対話可能な環境を提供するとともに、株主および投資家からの意見を収集する。
- 機関投資家および証券アナリストに対しては、四半期毎に決算説明会や個別面談を実施する。さらに、必要に応じ、決算説明会では経営戦略や事業方針などに関する説明も合わせて実施する。
- 機関投資家および証券アナリストとの対話は、IR 専任部門の担当者のほか、必要に応じて経営陣幹部（CEO、CFO など）が行う。

### （対話内容の社内へのフィードバック）

株主、投資家および証券アナリストとの対話内容は、会議体などでの報告を通じて適時・適切に経営陣幹部および社内関係部門にフィードバックを行う。

### （インサイダー情報および沈黙期間）

インサイダー情報の管理の取扱いについては、「インサイダー取引防止基本規則」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応する。また、ディスクロージャーポリシーに定める決算日後5営業日以降より設定している沈黙期間では、決算関連の対話を制限する。